

①国保税の課税限度額が変わります

国民健康保険税（国保税）は、被保険者（加入者）の皆さまが病気や怪我をしたときの医療費などに使われる大切な財源です。

近年、医療費が増加傾向にあります。その中でも皆さまの健康を守るため、国保税の健全運営を図っていく必要があります。

このたび、地方税法が改正され、それを受けて平成30年度から掛かる国保税の課税限度額を以下のとおり改正しましたので、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

〈平成30年度国民健康保険税の税率一覧表〉

	所得割率	資産割率	均等割額	平等割額	課税限度額
	前年所得課税総所得金額	加入者固定資産税【土地・建物】	加入者1人につき	加入世帯1世帯につき	1世帯あたりの年間最高納付額
医療保険分	6.8% (変更なし)	30.0% (変更なし)	24,700円 (変更なし)	24,700円 (変更なし)	(旧) 540,000円 ↓ (新) 580,000円
後期高齢者支援分	1.55% (変更なし)	8.2% (変更なし)	6,800円 (変更なし)	6,400円 (変更なし)	190,000円 (変更なし)
介護保険分	0.77% (変更なし)	7.0% (変更なし)	8,400円 (変更なし)	5,600円 (変更なし)	160,000円 (変更なし)

Q1 今回改正された「課税限度額」とはなんですか？

A1 国保税は、世帯ごとに一定の率により（所得割、資産割、均等割、平等割）税額が算出されますが、納める額には上限が設けられており、これを「課税限度額」といいます。算出した額が課税限度額を超えた場合は、課税限度額が国保税額となります。

Q2 どうして課税限度額を改正するのですか？

A2 国保税は、課税限度額以上は課税されませんので、相対的に所得の多い世帯よりも中低所得者の負担が大きくなります。そこで課税限度額を引き上げることによって、負担をよりできるだけ公平になるようにします。

Q3 課税限度額を改正しないとどうなるのですか？

A3 国保事業の財源は、国と道の補助金と国保税等で賄われており、改正しない場合は不足分を国保税で賄うこととなりますので、国保税率の改定が必要になってきます。

## ②国保税の軽減判定所得が変わります

国民健康保険税（国保税）には、世帯の所得金額に応じて、均等割額、平等割額を軽減する制度がありますが、平成30年度から、そのうち5割軽減と2割軽減の該当者の判定基準が変わります。具体的には判定表のとおりですが、軽減判定所得額を引き上げることによって、軽減の対象者の範囲を広げることが目的です。

〈平成30年度からの軽減判定表〉

7割軽減の軽減判定所得	世帯の総所得が33万円以下（変更なし）
5割軽減の軽減判定所得	(旧) 世帯の総所得が33万円 + 27万円 × (被保険者数) 以下 ↓ (新) 世帯の総所得が33万円 + 27万5千円 × (被保険者数) 以下
2割軽減の軽減判定所得	(旧) 世帯の総所得が33万円 + 49万円 × (被保険者数) 以下 ↓ (新) 世帯の総所得が33万円 + 50万円 × (被保険者数) 以下

問い合わせ先 保健福祉課 健康医療グループ 国保担当 ☎76-2151 (内線228・229)

# 国民健康保険のお知らせ

## 小さいおもちやなどの誤飲・窒息事故に注意しましょう！

子どもがおもちやなどの異物やあめなどの食べ物を飲み込んで、のどに詰まり、気道閉塞すると、わずかな時間でも命にかかわることもあります。

子どもは、目に見えたものは何でも口に入れたがる傾向があります。口に入るようなサイズのおもちやを手の届く範囲に置かないでください。

さらに、飲み込む力や吐き出す力が弱いことも誤飲・窒息の原因のひとつと考えられています。保護者などが注意することで事故を減らすことができるので、気を付けましょう！



また、万が一のときに慌てず適切な行動ができるように、救急講習を受講し、対処方法を体験してみてください！

受講を希望する方は、消防署までお問い合わせください。

津別消防署 ☎76-2189 (救急担当)

※消費者庁では、メールやTwitterなどで、こどもの事故に関する注意喚起を行っています。ぜひご利用ください。

●子ども安全メール from 消費者庁

<http://www.caa.go.jp/kodomo/mail/index.php>

●消費者庁子どもを事故から守る！公式Twitter

[https://twitter.com/caa\\_kodomo](https://twitter.com/caa_kodomo)

## 消防演習を行います！

消防精神の高揚と技術の練磨、そして指揮統率・命令の徹底を目的に「小隊訓練」「ポンプ車操法」、消防車8台での「一斉放水」、威風堂々の「分列行進」を実施します。ぜひ町民の皆さまの参観をお願いいたします。

日時 6月24日(日) 午後1時から

場所 津別小学校グラウンド他



演習の際には、団員召集・模擬火災訓練時にサイレンを吹鳴します。ご迷惑をお掛けしますが、皆さまのご理解、ご協力をお願いいたします。また、演習の中で、アトラクションとして津別町のリコーダーサークル「RECつべつ」による演奏や認定こども園の園児による「ミニ消防車」での放水を披露いたします。

津別消防署・津別消防団  
問い合わせ先 津別消防署 ☎76-2189 (警防担当)

## 臨時的任用教職員の募集について

教員の出産や育児休暇の取得等に伴う、後任の臨時的任用教職員を随時募集しています。

職種 教諭、養護教諭、栄養教諭

勤務場所 オホーツク管内の小学校、中学校等

採用期間 1か月以上(最長3月31日まで)。更新あり。

勤務条件 常勤(正規職員に準じる)

給与 学歴・職歴により異なる

(例) 教諭(新規大卒者) 月額209,980円  
※給与の他、条件により扶養手当、通勤手当、住居手当等の諸手当を支給。

資格 校種、職種に応じた教育職員免許状を有する方。

申込方法 履歴書を北海道教育庁オホーツク教育局企画総務課教職員係(網走市北7条西3丁目)へ持参又は送付。選考あり。

問い合わせ先 北海道教育庁オホーツク教育局 企画総務課教職員係 ☎0152-41-0751

## クマに注意してください！

今年はクマの出没が相次ぎ、最上、美都で各1頭駆除しております。山に入られる際は、ご注意ください。

《クマに出遭わないために》

- 1、普段からクマの出没情報に注意し、出没地域には入らない。
- 2、必ず2人以上で行動し、単独で山に入らない。
- 3、食べ残しや食べ物の容器を野外に置かない(クマを引き寄せる原因になる)。
- 4、明け方や夕暮れ時はクマが活発な時間なので注意する。
- 5、クマの足跡やふんなどを見つけた場合は、その先に進まず引き返す。
- 6、鈴や笛、ラジオなどを身につけ、音を出しながら行動する。

《クマに出遭ってしまったら》

- 1、後ずさりしながら静かに立ち去る。
- 2、大声を上げたり、攻撃したり、背中を見せて走らない。
- 3、子グマを見ても近寄らない(近くに必ず親グマがいます)。

問い合わせ先 産業振興課

林政・再生可能エネルギー推進グループ ☎76-2151

## 女性のためのなんでも相談所を開設します

内閣府では、毎年6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」と定め、男女共同参画社会基本法の目的や理念を広く国民に知らせるための活動を全国で実施しています。そこで、北見人権擁護委員協議会では、悩みを持った女性が気軽に相談できるよう女性の権利擁護委員が相談員となる、女性を対象にした「女性のためのなんでも相談所」を次のとおり開設することとしました。ぜひご利用ください。

	網走開設相談所	北見開設相談所
日時	6/25(月)午後1時~4時	6/26(火)午後1時~4時
場所	網走市北2条西3丁目3番地 エコセンター2000	北見市高砂町14番14号 釧路地方務局北見支局
相談員	北見人権擁護委員協議会所属の女性人権擁護委員	

問い合わせ先 釧路地方務局北見支局総務課

☎0157-23-6153